

介護予防・日常生活支援総合事業費の過誤申立てについて

1 概要

介護予防・日常生活支援総合事業費の請求内容に誤りがあった場合に、事業所から保険者に過誤申立てを行い、当該請求を取り下げるものです。

2 提出期限

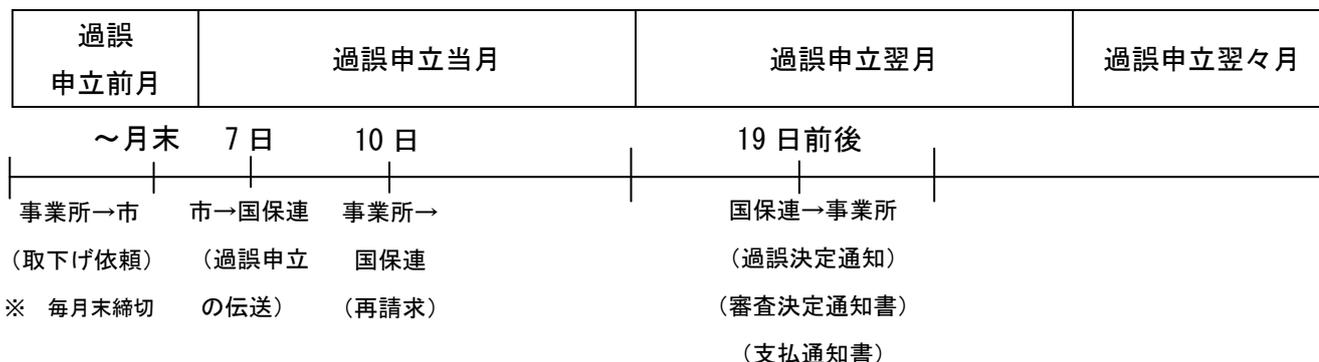
- ・通常過誤の場合：毎月15日（15日が閉庁日の場合はその前の開庁日）までに高齢者支援課に到着したもののについて、当該月に処理できます。
 - ・同月過誤の場合：毎月末（月末が閉庁日の場合はその前の開庁日）までに高齢者支援課に到着したもののについて、次月に処理できます。
- ※ 原則、通常過誤を行うこととしてください。同月過誤は、過誤金額が多い場合等の理由で事業所の運営に影響が生じる場合等のみ申立てすることができます。

<通常過誤の場合>



※ 毎月15日締切

<同月過誤の場合>



3 留意事項

(1) 過誤申立を不要とする場合

- ・国保連の審査により「返戻」となった場合
- ・地域包括支援センターなどが作成する給付管理票のみに誤りがあり、それを修正すれば解決できる場合

(2) 過誤申立を保留とする場合

- ・国保連の審査が終了していない場合

※ 国保連の審査が終了した後に過誤申立を行うようご協力ください。

(3) その他

- ・地域包括支援センターなどが作成する給付管理票にも誤りがあった場合、同月内で「過誤申立」及び「給付管理票の修正」が行われると、「給付管理票の修正」が優先され、「過誤申立」の処理が翌月となるため（1か月遅れるため）、まず、「過誤申立」を行い、その決定後に「給付管理票の修正」・「再請求」を行うよう調整してください。

4 申立に必要な書類（申立方法：窓口または郵送）

介護予防・日常生活支援総合事業費過誤申立書